

介護保険情報誌

みんなの 介護保険



今回は、介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業などについて掲載しています。

また、平成29年度の予算についてのお知らせもあります。

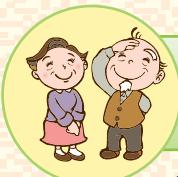
■ 地域のデータ（H29.2.28現在）

総人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率
125,273人	49,587戸	32,037人	25.57%

（鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています）

鳥栖地区広域市町村圏組合

VOL.26
2017.4



1. 介護保険制度について

介護保険制度のあり方について、介護保険法を基にQ&A方式でご紹介いたします。

Q1 そもそも介護保険制度は何を目的としているの？

A1 ≪お答えします≫(介護保険法第1条より一部抜粋)

人間は誰でも年齢を重ねていきます。また、加齢により心や体の変化が伴い、またいろいろな病気にかかることも多くなります。このことで、これまでは一人でできていたことが、できない状態が生じることがあります。例えば、

「入浴」「排せつ」「食事」等で
介護が必要

また

身体の衰弱により「機能訓練」「看護」
「療養上の管理」等の医療を必要

しかしながら、もし自分でできない(他人の手により介助される)こととなっても、

1. 人としての尊厳を保持し、現在できる能力に応じて自立し日々の生活ができるために、
 2. 国民全員で共同連帯の理念を持ち必要な保健医療や福祉サービスを受けることができる、
- ことを介護保険制度の目的としております。



Q2 介護保険のサービスはどのようなものですか？

A2 ≪お答えします≫(介護保険法第2条より一部抜粋)

高齢者の方が、もし要介護状態により介護保険サービスが必要となられた場合、その介護保険サービスの内容等については、**A1**でお答えしました考えを基に『可能な限り居宅で自立し日々の生活ができるように配慮した』サービスを提供することを前提となっています。

Q3 年をとってきたので、体や筋力が衰えたり、動きたくなくなっても、まあ仕方がないかなと思います。

A3 ≪お答えします≫(介護保険法第4条より一部抜粋)

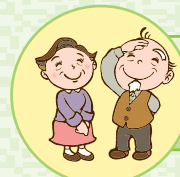
人の体力・筋力等は、動かなければ動かないほど身体の状態が悪化していきます。年齢がいくつになっても維持はもちろんですが改善することが大いにあります。これは日頃の生活状況が重要であることは、皆様ご承知のことと思います。介護保険のサービスは、生活する上で、ただお世話をするのではなく、あくまで皆様一人一人が健康で過ごすための手助けでしかありません。

ご自身の身体のことになりますので、『いつまでも、できるだけ自分自身で生活できるよう、またできるため現在自分のできる能力の維持向上への努力』をぜひともお願いします。



これらのことは、介護保険制度の創設開始時期である2000年(平成12年)4月においてすでに介護保険法の第1条から定められています。ご利用者本人、そのご家族または介護保険サービス事業者関係者の皆様に改めて紹介するとともに、今後も介護保険制度のご理解をお願いします。

問い合わせ: 介護保険課 地域支援係 TEL0942-81-3111



2. 要介護認定有効期間について

更新申請時の認定有効期間が延長になります。

新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)を全域で実施している市町村については、更新申請時の要介護・要支援認定の有効期間が、一律に原則12ヵ月、上限24ヵ月に延長されます。

従前からの要支援認定の有効期間が最大12ヵ月であることから、市町村で新しい総合事業を実施後、基本的に1年間で利用者全員が総合事業に移行します。そのため、市町村全域で新しい総合事業を実施した場合に限り、上限を24ヵ月とする介護保険法施行規則の改正がありました。

◆更新申請時の要介護・要支援認定の有効期間の見直し

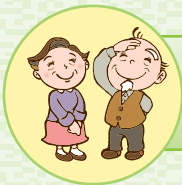
申請区分等		改正前		改正後	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月	6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月
区分変更申請		6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月	6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヵ月	3ヵ月～12ヵ月	12ヵ月	3ヵ月～24ヵ月
	前回要支援→今回要介護	6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月	12ヵ月	3ヵ月～24ヵ月
	前回要介護→今回要支援	6ヵ月	3ヵ月～12ヵ月	12ヵ月	3ヵ月～24ヵ月
	前回要介護→今回要介護	12ヵ月	3ヵ月～24ヵ月	12ヵ月	3ヵ月～24ヵ月

鳥栖地区広域市町村圏組合では、平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しますので、平成29年4月1日以降有効期間が開始する更新申請から適用されます。

認定の有効期間内に心身の状態が悪化・重度化(または改善・軽度化)する等により、介護の必要度が現に認定されている要介護(要支援)状態区分に該当しなくなったときには、区分の変更を申請することができます。

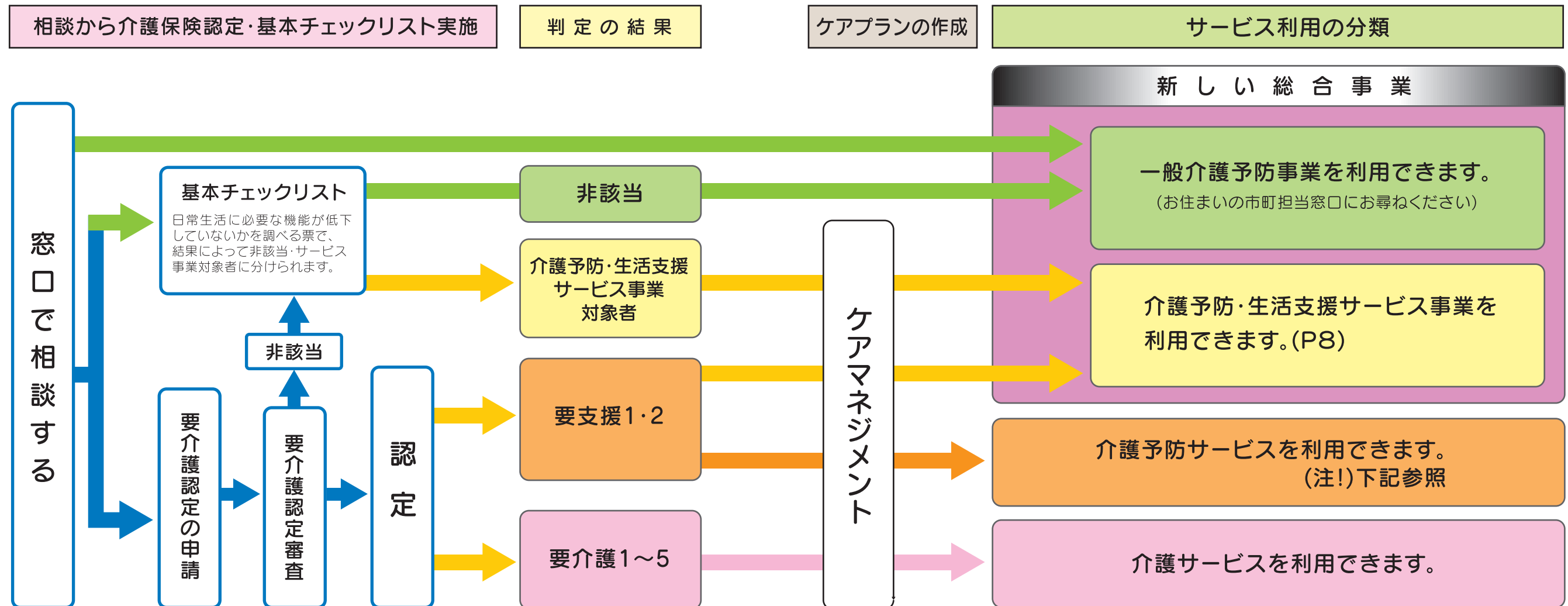
介護保険の認定申請は、サービスが必要な状態になってからお願いします。

問い合わせ: 介護保険課 認定係 TEL 0942-81-3315



3. 介護に関するサービス利用の手順

生活する中で今までできていたことが難しくなったら、少しでも改善するために、介護に関するサービスの利用を相談しましょう。
サービス内容や利用頻度については、認定申請や基本チェックリストの結果からわかるようになりますので、結果の程度によって受けられるサービスは異なります。



基本チェックリストとは？

基本チェックリストは、体の調子や、日常生活に必要な動作などの生活機能が低下していないかを調べるためのものです。
介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定を受け介護予防ケアマネジメントを経て、サービスを利用できます。
要支援認定に比べ、サービスを受けるまでの日数が短縮されます。

ケアマネジメントとは？

サービスを利用する前に、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらう必要があります。
ケアマネジメントとはケアマネジャーが利用者と面接して、生活の問題点や課題を把握し、その課題を解決するためにはどうしたらよいか、本人、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成するまでの過程です。

(注!)要支援1・2の方が利用できるサービス

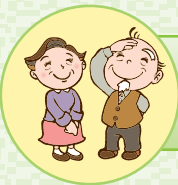
★総合事業(介護予防・生活支援サービス)で利用できるもの

訪問型介護サービス(介護予防訪問型サービス・自立支援訪問型サービス)
通所型介護サービス(生活リハビリ通所型サービス・ハツラツ通所型サービス・ステップアップ通所型サービス)

★介護予防サービスで利用できるもの(今までの介護予防サービス)

通所リハビリテーション(デイケア)、訪問入浴、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)、特定施設入居者生活介護、小規模多機能居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム=要支援1の方は利用できません)

問い合わせ:介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



4. 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月より、鳥栖広域市町村圏組合および市町が実施する要介護認定で要支援1・2と判定された方、生活機能が低下している方を対象とした介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業』（総合事業）が始まります。

要支援1.2 および 基本チェックリスト該当者

訪問型サービス利用例

- 身体介護が必要



介護予防訪問型サービス

身体介護生活支援

今までの訪問介護と同等のサービスです。専門の訪問介護員が居宅を訪問して、利用者が自立した生活を継続できるように入浴などの身体介護や、掃除、調理などの生活支援を行います。



- 居宅で生活する虚弱高齢者
- 生活支援が必要



- 独居もしくは高齢者二人世帯で生活援助が必要

自立支援訪問型サービス

生活支援のみ

訪問介護員等が居宅を訪問して、利用者と一緒に掃除や調理等を行い、利用者の自立をめざします。

通所型サービス利用例



- 退院直後で体力が不十分
- 足腰が弱くなり一人で外出できない
- 長く歩くと疲れる転びやすくなった

ステップアップ通所型サービス

低下した体力を向上し、自立した生活に戻れるように専門職が短期集中的に支援します。



- 最近物忘れが気になる
- なんとなく体力が落ちた感じがする

生活リハビリ通所型サービス

生活動作が低下しないように運動を行い、家庭での動作が安心してできるように支援します。



- 人と会うのがおっくう
- 外出しなくなった
- テレビばかり見ている

ハツラツ通所型サービス

元気になった体力を維持し、活動や楽しみが続けられるように支援します。

元気に
なって
サービス
卒業!!

基本チェックリスト非該当者

元気な高齢者



一般介護予防事業

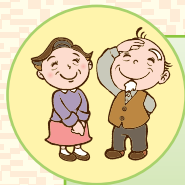
各市町で実施されている介護予防教室や介護予防に関する催しに参加できます。

目標

地域で
自分が輝ける
役割をもち、
元気で長生き
しましょう!!

- 生きがいづくり
- 趣味活動
- ボランティア活動等

問い合わせ: 介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111



5. 要支援1・2および総合事業対象者の方が利用できるサービスです

介護予防・日常生活支援総合事業は市町が行う介護予防のための取り組みです。地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、心身や生活機能の状態に応じて様々なサービスが受けられます。

訪問型サービス

訪問を受けて利用する

※訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。利用前に、よく理解した上でサービスを開始しましょう。詳しいことはケアマネジャーにご相談ください

「できないこと」とは ★利用者様以外の方に係る調理・掃除・洗濯・買い物
★大掃除、草むしり、ペットの世話、家の修理など

介護予防訪問型サービス

今までの訪問介護と同等のサービスで身体介護もしくは生活支援を専門の訪問介護員が支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1ヶ月につき)

週1回程度	1,168円
週2回程度	2,335円
週3回程度 ※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ	3,704円



自立支援訪問型サービス

生活支援のみのサービスです。利用者が、訪問介護員等と一緒に活動を行うことで介護予防や自立をめざします。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1ヶ月につき)

週1回程度	934円
週2回程度	1,868円
週3回程度 ※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ	2,963円



通所して利用する

通所型サービス

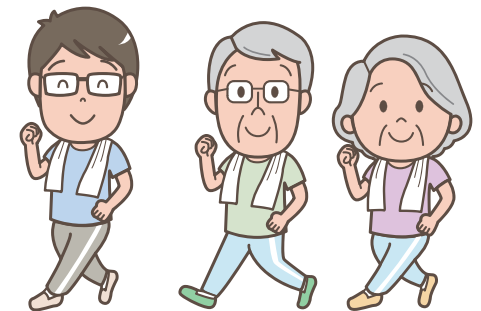
通所型サービス事業所(デイサービスセンター)などで、利用者が主体的に参加し日常生活の様々な支援を受け、在宅生活を続けていくための必要な機能訓練や趣味活動などを行うサービスです。

生活リハビリ通所型サービス

生活動作が低下しないように運動を行い、家庭での動作が安心して行えるように支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1ヶ月につき)

週1回程度	1,647円
週2回程度	3,377円

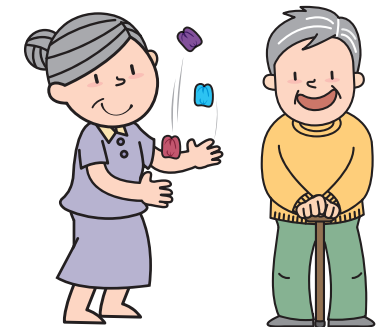


ハツラツ通所型サービス

元気になった体力を維持し、活動や楽しみが継続できるように支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1ヶ月につき)

週1回程度	1,318円
週2回程度	2,702円

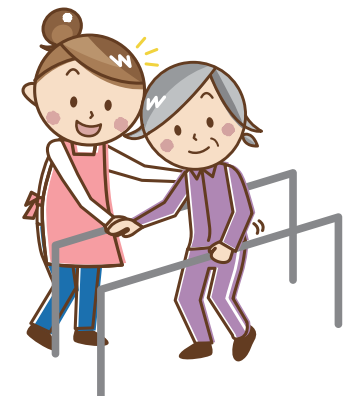


ステップアップ通所型サービス

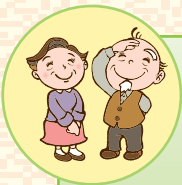
低下した体力を向上し、自立した生活に戻れるように、専門職が短期集中的に支援します。

●利用者負担のめやす

1回利用につき	400円
---------	------



問い合わせ:介護保険課 地域支援係 TEL 0942-81-3111

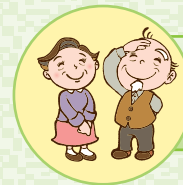


6. 第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受ける時は市町へ届け出が必要となりました。

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、市町が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 市町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。
- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、お住まいの市町の介護保険担当窓口または下記の問い合わせ先へご相談のうえ、書類提出をお願いします。
- 書類提出後、佐賀県国民健康保険団体連合会に委託し、相手方(加害者・損害保険会社等)と損害賠償の交渉を行います。

※すでに医療保険で求償をしている場合は、提出書類を一部省略できる場合がありますので、事前にご相談ください。

問い合わせ:介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3315



7. 平成29年度介護保険特別会計予算について

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年となります。
昨年度と比べて、251,932千円の増、2.95%の伸びとなっています。

歳入

【単位：千円】

項 目	29年度予算額	28年度予算額	比 較	伸 率
1 保険料	1,915,118	1,836,305	78,813	4.29%
2 構成市・町負担金	1,324,311	1,326,906	△2,595	△0.20%
3 国・県支出金	3,138,950	3,040,772	98,178	3.23%
4 支払基金交付金 ※1	2,347,021	2,270,784	76,237	3.36%
5 繰入金 ※2	79,275	77,976	1,299	1.67%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	8,804,689	8,552,757	251,932	2.95%

※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。

※2 第6期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的に取り崩して繰り入れたものです。

歳出

【単位：千円】

項 目		29年度予算額	28年度予算額	比 較	伸 率
1.総務費		186,168	228,426	△42,258	△18.50%
2.保険給付費		8,108,796	8,026,003	82,793	1.03%
内 訳	介護サービス等諸費（要介護者への給付）	7,280,675	7,116,045	164,630	2.31%
	介護予防サービス等諸費（要支援者への給付）	392,784	514,166	△121,382	△23.61%
	その他のサービス等費 ※3	435,337	395,792	39,545	9.99%
3.地域支援事業費 ※4		457,721	246,324	211,397	85.82%
内 訳	介護予防・生活支援サービス事業費	204,472	0	204,472	皆増
	一般介護予防事業費	69,800	85,036	△15,236	△17.91%
	包括的支援事業・任意事業費等	183,449	161,288	22,161	13.74%
4.その他		2,004	2,004	0	0.00%
5.予備費		50,000	50,000	0	0.00%
歳出合計		8,804,689	8,552,757	251,932	2.95%

※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。

※4 構成市町が実施する総合事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ:総務課 総務係 TEL 0942-81-4825

もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる節目の年齢です。65歳になれますと、下記のように変わります。

被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせてお支払いされていましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります(医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

介護保険料の納め忘れはございませんか？

平成28年度の介護保険料は、第10期(納期限：平成29年3月31日)が最後の納期分となりますが、これより以前の分で納め忘れとなっている保険料はないでしょうか？

未納の保険料があると、将来ご自身が介護サービスを利用される際に、利用負担金が通常より大きくなるなど **給付制限**が生じる場合がございます。

今一度お手元の領収書や書類等で納付状況の確認をしていただきますようお願いいたします。

※ご家族の中に高齢者がいらっしゃるご家庭へお願い

65歳以上の方で、ご家族に心配かけまいと未納の分を溜め込んでしまうケースがみられます。将来介護を利用される場合、ご家族様にとっても、介護サービス利用時の **給付制限** は大きな負担となることとなります。

ご家族内に65歳以上の方がいらっしゃいましたら、本人様宛の郵便物や介護保険料の納付状況を気に掛けていただけたら幸いです。

納付状況の確認、納付についての相談は、下記の介護保険料係までご連絡ください。

■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス <http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係
TEL 0942-81-4825 FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること 総務課 収納対策室 介護保険料係
TEL 0942-85-3637 FAX 0942-81-3316

◎要介護・要支援認定に関すること 介護保険課 認定係
◎介護保険給付に関すること 介護保険課 給付係
TEL 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること 介護保険課 地域支援係
TEL 0942-81-3111 FAX 0942-81-3316